※市外局番は書いてあるものを除きすべて042です。

身近な相談相手・専門機関へのつなぎ役 民生委員・児童委員が改選されました

民生委員・児童委員は、地域住民の一員として、住民の立場で、まちの福祉を担うボランティアです。区域に暮らす身近な相談相手として住民からの生活上の心配ごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるように行政などの必要な支援や適切な福祉サービスへの「つなぎ役」になります。主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。

民生委員・児童委員には、守秘義務が課せられています。安心してご相談ください。

▶東京都民生委員・児童委員のキャラクター「ミンジー」

新任の民生委員・児童委員

12月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、52人が厚生労働大臣から同委員として委嘱され、その中の6人が主任児童委員に指名されました。新しく委嘱されたのは左表の方です（敬称略）。

退任された委員

17人の委員が、任期満了により11月30日をもって退任されました（敬称略）。長年にわたり地域福祉の向上に尽力いただき、ありがとうございました。

鈴木しげ子（上の原一丁目7号～10号・二丁目の全域）

その他

次の欠員区域の相談をご希望の方は、福祉総務課へお問い合わせください。

【欠員区域】上の原二丁目・二丁目、氷川台二丁目、大門町二丁目9番～14番、新川町一丁目、学園町一丁目・二丁目、本町一丁目・四丁目、幸町一丁目・二丁目・五丁目、中央町一丁目・二丁目・四丁目、南町二丁目、ひばりが丘団地、前沢五丁目20番～34番、八幡町一丁目1番～6番・三丁目、野火止三丁目、下里二丁目・三丁目、下里四丁目1番1号～15号・1番30号～41号・2番～4番、滝山一丁目・二丁目・六丁目1番～2番

詳しくは同課☎470・7741へ。

東部地区協議会

担当区域	氏名	電話番号
大門町一丁目の全域、大門町二丁目1番～8番	後藤千賀子	475・5241
新川町二丁目の全域	世木澤久美子	471・0172
浅間町一丁目の全域	久保田あや子	425・0098
浅間町二丁目の全域	鶴見佳子	421・9130
浅間町三丁目1番～14番	葛西正人	425・0333
浅間町三丁目15番～30番	武山千鶴	424・4041
主任児童委員	新井由美	476・0071
主任児童委員	高三野晴美	472・7812

東部地区協議会

担当区域	氏名	電話番号
神宝町一丁目の全域	大矢由紀子	475・8532
神宝町二丁目の全域	渡辺愛女御	472・4900
金山町一丁目の全域	西山久美子	471・0195
金山町二丁目の全域	岡野美智子	472・9518
氷川台一丁目の全域	松本隆子	475・4912
東本町1番～8番	深海和子	475・8777
東本町9番～16番	大野浩子	471・0063

中部地区協議会

担当区域	氏名	電話番号
本町二丁目の全域	多功美千代	471・3060
本町三丁目の全域	都築美紀子	476・0940
小山一丁目の全域	西村より子	475・8325
小山二～三丁目の全域	小山扶美子	471・1447
小山四～五丁目の全域	小山敏行	458・3217
幸町三丁目の全域	名和卓良	472・7500
幸町四丁目、中央町六丁目の全域	中島春江	080・5048・9641
中央町三丁目の全域	澤山葉子	471・8724
中央町五丁目、前沢一丁目の全域	松本貞夫	475・9535
前沢二丁目の全域	長谷川正子	474・7531
前沢三丁目の全域	渡邊和子	473・2151
南沢一丁目の全域	別処尚志	475・1710
南沢二丁目の全域	本井満	478・9390
南沢三丁目の全域	下田富夫	471・6837
南沢四～五丁目の全域	清水生子	465・0822
南町二～四丁目の全域	篠宮松美	465・1839
主任児童委員	田中直子	458・5114
主任児童委員	馬本房子	420・9891

西部地区協議会

担当区域	氏名	電話番号
前沢四丁目の全域	広瀬新平	444・3539
前沢五丁目1番～19番	白築純子	473・6901
弥生一～二丁目の全域	内田克彦	464・2082
八幡町一丁目7番～9番	猪野和徳	471・2333
八幡町二丁目の全域	小寺靖子	471・0073
野火止一丁目、下里一丁目の全域	酒井宗作	474・9792
野火止二丁目の全域	菅原真弓	472・3919
下里四丁目1番16号～29号	江刈内史	473・9141
下里五～六丁目の全域	宮本千恵子	471・4833
下里七丁目の全域	岸良晴	471・2575
滝山三～四丁目の全域	白井栄子	475・3316
滝山五丁目の全域	鯨岡幸子	476・5780
滝山六丁目3番	大屋隆司	474・9588
滝山七丁目の全域	橋本恵美子	473・8762
柳窪一丁目の全域、柳窪二丁目8番～16番	佐藤清子	478・2293
柳窪二丁目1番～7番、柳窪三丁目の全域	松井直枝	475・5303
柳窪四～五丁目の全域	奥住弘子	457・5146
主任児童委員	矢部晶代	475・5159
主任児童委員	佐光攝子	475・3195

▼堀部規矩子（神宝町一丁目の全域）▼島崎幸子（氷川台二丁目の全域）▼加藤敬子（浅間町二丁目の全域）▼篠宮勇（学園町一丁目の全域）▼松﨑洋子（本町一丁目の全域）▼林敏之（本町四丁目の全域）▼横山勝重（幸町一丁目の全域）▼横山正弘（幸町二丁目・五丁目の全域）▼中村正明（中央町二丁目の全域）▼渡邊淳子（中央町四丁目の全域）▼鈴木久佐子（南沢一丁目の全域）▼古澤寿子（南沢二丁目の全域）▼池田美智子（南沢四・五丁目の全域）▼兒山きよ（下里三丁目の全域）▼戸張惠子（下里七丁目の全域）▼川村明美（主任児童委員）

「東久留米市一般廃棄物処理基本計画（素案）」に対するパブリックコメント（ご意見）を募集します

市は、24年3月に見直した「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」が4年経過したことによる見直しに伴い、公募により選出された市民や学識経験者などで構成する「東久留米市廃棄物減量等推進審議会」を設置し検討を重ねてきました。このたび、その検討結果を「東久留米市一般廃棄物処理基本計画（素案）」にまとめましたので、市民の皆さんのご意見をお聞かせください。

【閲覧期間】閉庁日を除く12月12日（月）～29年1月6日（金）

【閲覧場所】ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）、市政情報コーナー（市役所2階）、市ホームページ

【ご意見の提出方法】29年1月6日（金）までに（必着）、「東久留米市一般廃棄物処理基本計画（素案）」と明記して、住所・氏名・年代（例＝30代）、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203－0042、八幡町2ノ10ノ10、ごみ対策課宛て郵送、ファクス（477・6755）、電子メール（gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp）または直接同課へ持参してください。電話や来庁による口頭での受け付けはできません

※いただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いません。

詳しくは同課☎473・2117へ。

サラリーマンのための確定申告休日無料相談会を開催します

サラリーマンの方を対象とした確定申告相談（医療費控除・住宅ローン控除など）を開催します。主催は東京税理士会東村山支部。

【日時】29年1月21日（土）・22日（日）のいずれも午前10時～午後4時

【会場】東京税理士会東村山支部（東村山市本町1ノ20ノ27）

【ご注意】時間に限りがありますので複雑な相談は別途有償で税理士にご依頼ください

申し込みは同支部ホームページ（http/higashimurayama-zeirishikai.jp/）で受け付けます（事前予約制）。

詳しくは同支部☎042・394・7038へ。

生活に困窮している方のための相談窓口

市では、経済的に困窮し、生活や仕事探し、家賃の支払いなどでお困りの方（生活保護受給者を除く）に相談支援事業を行っています。本人や家族のほか、近隣の生活に困窮している様子の方についても相談できます。相談に費用はかかりません。

まずは福祉総務課☎470・7741（市役所1階）で支援員にご相談ください。

【受付日時】開庁日の午前9時～午後4時

①自立相談支援

相談の中で生活状況などの課題を整理し、自立に向けた支援内容を支援員が一緒に考えます。必要に応じて、関係機関への照会または同行支援を行います。

②住居確保給付金の支給

住居にお困りの方に家賃相当額を支給する支援です。支給要件である求職活動の支援も行います。就職後も収入が安定するまで支援します。

【対象】65歳未満で離職などの日から2年以内で、経済的に困窮し、住宅喪失またはそのおそれがある方

※支給には他にも要件があります。

【支給例】離職し雇用保険受給の待機期間であり、収入が無く、家賃の支払いが困難な方▼離職し転職したが、収入が減少し、家賃の支払いが困難な方▼離職し就職活動をしているが、仕事が見つからず、収入が無く預貯金も減少している方▼住宅を喪失していて就職活動をしている方

【支給額】世帯人数によって支給上限額が変わります。

（例）単身世帯5万3700円▼2人世帯6万4000円▼3人世帯6万9800円

※毎月の収入状況によって支給額を決定します。また、支給期間は原則3カ月ですが、一定の要件を満たす場合は、申請することで最長9カ月まで延長ができます。

【支給方法】賃貸物件の管理会社、大家などへの代理納付

申し込みと詳しくは同課へ。

「東久留米市立中央児童館の今後の運営方法について（案）」に関するパブリックコメント（ご意見）を募集します

市は、中央児童館の今後の運営方法に関して、庁内検討委員会で検討を重ね、民間活力の導入に関する報告書をまとめました。これを市の方針（案）として示し、パブリックコメント（ご意見）を募集します。

【閲覧期間】閉庁日を除く12月1日（木）～22日（木）

【閲覧場所】児童青少年課（市役所2階）、市政情報コーナー（同2階）、市ホームページ

【ご意見の提出方法】12月1日（木）～22日（木）に（必着）、「中央児童館パブリックコメント」と明記して、住所・氏名・年代（例＝40代）、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203－8555、市役所児童青少年課宛て郵送、ファクス（470・7807）、電子メール（jidoseishonen@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。電話や来庁による口頭での受け付けはできません

いただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いません。

詳しくは同課☎470・7735へ。

都民住宅（東京都施行型）入居者を募集します

都民住宅の入居者を次の通り募集します。都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅です。

【申し込み資格】詳しくは募集案内をご確認ください（単身の申し込みは不可）

【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜日を除く12月1日（木）～9日（金）に都市計画課（市役所5階）、都庁、都内各市区役所・町村役場、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、同公社各窓口センターで配布。なお、12月1日（木）午前9時～9日（金）午後6時に、同募集センターホームページ（http://www.to-kousya.or.jp/）から申込書・募集案内を取得できます

【申し込み方法】申込書を記入の上、12月14日（水）までに（必着）、同募集センターへ

詳しくは同募集センター☎03・3498・8894へ。

国民年金だより

2年前納により国民年金保険料を納付した方の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料は、納付した全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象になります。

28年4月に2年前納により納めた国民年金保険料について、社会保険料控除を申請する場合は、全額を納めた年に申請するか、各年分の保険料に相当する額を各年で申請するかを選択できます。

◎全額を納めた年に控除する方法を選択する場合

確定申告や年末調整の際に、日本年金機構から送付された社会保険料（国民年金保険料）控除証明書をご提出ください。

◎各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法を選択する場合

①各年の申告に必要となる控除証明書を発行します。各年の申告時に年金事務所へ申し出てください。

②社会保険料（国民年金保険料）控除額内訳明細書に各年分の控除額等を記入し、各年分の控除証明書と併せて税務署や勤め先の年末調整担当部署に提出してください。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。